

電気設備工事 特記仕様書

課長	係長	担当

【注記】各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

- 1 工事概要
- (1) 工事名称
- (2) 建物概要
- ※構造 造 階 階建 m² ○免震 ○制震
- 造 階 階建 m²
- 延床面積 m²・建物高 m
- (3) 概要
- 工種別事項（●印を付けたものを適用する。）

工事種目	工事範囲 及び 特記事項
○引込設備	○電力会社からの高圧引込、以降配管配線工事、受変電設備までの工事。 ○引込柱（又は引込箇所）より引込開閉器盤を経由し、屋内分電盤までの工事。 ○本受電後の契約電力及び期間（参考） kW 月
○受変電設備	配電盤形式： ○キュービクル式 ○開放形 ○受変電設備各盤、機器類及び接地端子盤の設置工事。 ○消火器の設置 場所（ ） 形式（ ） ○絶縁マットの設置 場所（○屋内キュービクル扉前 ○（ ））
○電力貯蔵設備	形式： ○キュービクル式 ○開放形 ○整流装置、蓄電池、蓄電池盤の据付、調整の工事。
○発電設備	形式： ○キュービクル式 ○開放形 ○発電機設備の据付、調整及び配管配線工事。 ○配管（銅管を除く）には防錆塗料を施し、露出部分は合成樹脂系塗料により仕上げる。 ○消火器の設置 場所（ ） 形式（ ） ○太陽電池アレイ、パワーコンディショナ等の据付、調整及び配管配線工事。
○幹線設備	○受変電設備から各盤及び盤間の配管配線工事。 ○屋外又は地中経由による受変電設備から各盤及び盤間の配管配線、ハンドホール及び土工事。 ○弱電本体機器から弱電盤及び弱電盤間の配管配線工事。 ○屋外又は地中経由による弱電盤間の配管配線、電話引込用の引込柱（又は引込箇所）よりMDFまでの配管、ハンドホール及び土工事。
○動力設備	○動力盤の設置、以降配管配線工事、手元開閉器盤の取付、別途動力機器への接続、調整までの工事。
○電灯コンセント設備	○電灯分電盤の設置、以降配管配線工事、照明器具・配線器具の取付、試験までの工事。 ○一般照明の照度測定を行う。
○雷保護設備	基準 ※ JIS A4201-2003 （保護レベル ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ ） ○外部雷保護システムの設置、以降配管配線工事及び、各機器の取付、調整までの工事。
○構内情報通信網設備	○構内情報通信網装置の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。
○構内交換設備	○MDFの設置、以降末端のボックスまでの配管工事、保安器盤、端子盤の設置工事。 ○交換機本体の設置、調整、試験までの工事。 ○各端子盤より各電話機までの配線工事、電話機の設置、調整までの工事。 ○電話用配管及びボックス類の設置工事。
○情報表示設備	○マルチサイン装置の設置、配管配線工事、調整までの工事。 ○出退表示装置の設置、配管配線工事、調整までの工事。 ○時計表示装置の設置、配管配線工事、調整までの工事。
○映像・音響設備	○各視聴覚機器の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。
○拡声設備	○増幅器の設置、以降配管配線工事、各放送機器及び端子盤の取付、調整までの工事。
○誘導支援設備	○インターホン電源部の設置、以降配管配線工事、インターホンの取付、調整までの工事。 ○トイレ呼出警報盤の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。 ○警報ブザー等の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。
○テレビ共同受信設備	○TV共聴用アンテナ（又はCATV引込）及び共聴用機器の設置、以降配管配線工事、各TV受口の取付、調整までの工事。 CATV引込負担金については本工事に含まない。

○監視カメラ設備	○監視用機器の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。
○駐車場管制設備	○管制盤の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。
○防犯・入退室管理設備	○警備用配管、ボックス類の設置工事。 ○その他別途工事用配管、ボックス類の設置工事。
○自動火災報知設備	○受信機の設置、以降配管配線工事、発信機・感知器等の取付、調整までの工事。
○自動閉鎖設備	○連動制御盤の設置、以降配管配線工事、煙感知器により防火扉・シャッター・ダンパ等を自動的に閉鎖する設備の取付、調整までの工事。
○非常警報設備	○起動装置・非常ベル・表示灯の取付、配管配線工事、調整までの工事。
○ガス漏れ火災報知設備	○ガス漏れ火災警報装置の設置、配管配線工事、調整までの工事
○中央監視制御設備	○中央監視装置本体の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、試験までの工事。
○医療関係設備	○医療機器用電源盤の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。 ○ナースコール親機の設置、以降配管配線工事、各機器の取付、調整までの工事。

- 2 総則
- (1) 設計図書の適用
- 本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。
- ア 質疑回答書（追記事項を含む）
- イ 設計書
- ウ 特記仕様書
- エ 図面
- オ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 上記仕様書、標準図は、全て令和4年版を適用する。
- (2) 参考図書
- 施工にあたり、以下の図書を参考にして適正な自主管理に努める。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 一般社団法人公共建築協会編集 電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版
- (3) 施工業者について
- 本工事及び本工事に機械設備工事、建築工事を含む場合の施工業者は原則として、神戸市行財政局契約監理課入札参加業者より選ぶものとする。
- (4) 官公署等への手続
- 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への諸手続は遅滞なく行う。これらの手続きに要する費用は、受注者の負担とする。
- (5) 提出書類
- ア 神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類、設計図書に記載されている提出書類、その他監督員の指示あるものについては、書類を作成し遅滞無く提出する。
- イ 設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料を作成し、監督員に提出する。
- (6) 工事实績情報の登録
- 工事請負金額が500万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。
- 余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- 技術者の配置変更、工期の変更のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと(余裕期間制度活用工事の場合、現場代理人及び監理技術者等の配置時（工期の始期日の前日までに）に、必要に応じて変更登録をする）。
- (7) 施工体制台帳及び施工体系図
- ア 下請負契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築技術管理委員会事務局）」を参照し、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出する。（作業員名簿は国土交通省ホームページで掲載されている作成例を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類（注）のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示する。
- (注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう
- イ 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則記載の対象とする。ただし、

建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要とする。

- (8) 中間技術検査
- ア 中間技術検査の要否は、以下による。
- イ 中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号のとおりとする。
- (ア) 建て方完了時又は躯体完了時
- (イ) その他工事担当課長の判断により有効と思われる時期
- ウ 中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は年1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。(工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。)
- エ 中間技術検査の対象工事は、次による。
- ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事
- ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事
- (低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事)
- 次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事
- ・契約約款第37条(部分引渡し)の適用に伴う検査(指定部分)の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合
 - ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合
 - ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合
- (9) 建築副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等
- ア 解体材、工事発生材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。
- イ 建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)」で定める対象建設工事について「再生資源利用〔促進〕計画書」を工事に着手する概ね10日前までに、また「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、建設副産物情報交換システムCOBRIS(コブリス)にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること。
- ・建設副産物情報交換システムCOBRIS(コブリス)
<https://www.recycle.jacic.or.jp/>
- ウ 国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力について
- 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合(建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など)、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。
- 問い合わせ(提出対象工事・様式含む)は、神戸市ホームページを参照のこと。
- https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html
- エ 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査(センサス)の調査年度にあたる場合、受注者「建設リサイクル法に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書」を(最終請負金額が100万円以上の工事)工事完了後速やかに建設副産物情報交換システムCOBRIS(コブリス)にて作成・登録し、ダウンロードしたPDFデータを監督員に提出すること
- オ 建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。
- なお、費用はすべて受注者の負担とする。産業廃棄物は廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はE票を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。
- ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- カ 「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」で定める請負工事について、請負人は、「再生資源利用(促進)実施書」、「電子マニフェストの受渡確認票(運搬終了の通知を受けた画面)及び一覧表(紙マニフェストを使用した場合は、各廃棄物のマニフェストB2票写し(積替え保管の場合はB4票等))」と「搬出車両記録表に各廃棄物について運搬先の処理施設ごとの数量の集計を記載したもの」の電子データを添付して、すべての産業廃棄物の引渡しが完了してから15日以内にe-KOBE(神戸市スマート申請システム)にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。
- 問い合わせ先(神戸市環境局環境保全課)
- <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html>
- 手続き方法(e-KOBE(神戸市スマート申請システム))
- <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
- キ コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業(廃掃法)の許可を受けている業者の施設(発生木材については再資源化のための施設に限る)とし、決定にあたっては、監督員の承諾を得る。
- <https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>
- ク 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省第21号。以下「石綿則」という。)に従い、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法により作業を行うこと。特にけい酸カルシウム板1種を切断する場合にあつては、石綿則に従い隔離等の措置を講じること。
- その他作業に伴う湿潤化にあたっては、高圧水洗浄機は原則として使用しないこと。
- ケ 廃石綿等の搬出先施設は、下表の施設又は廃掃法で許可を受けている業者の施設とする。
- なお、搬出先の決定にあたっては監督員の承諾を得る。

区分	施設名	所在地	電話
最終処分施設 (管理型)	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	0595-20-1119
	(株)ヤマゼン	三重県伊賀市治田字枺ノ木2441の1	0595-20-2131

	(株)南都興産	奈良県御所市大字蛇穴406番地の1	0745-65-2017
	(株)京都環境保全公社	京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石2-1	0771-88-0431
	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷1216-4	078-965-0630
	神戸エコシステム(株)	神戸市西区神出町田井字南山1319-2-11	078-965-2107
中間処理施設	(株)クリーンステージ	大阪府和泉市テクノステージ2丁目3-30	0725-51-3933
※中間処理施設は、焼却(溶融)処理とする。			

- (10) グリーン調達に関する資料の作成
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。
- (11) 公共工事労務費調査に対する協力
- 本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
- (12) 工事特性、創意工夫、社会性等について
- 工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
- (13) 監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて
- 建設業法による主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間)、工場製作のみが行われている期間及び工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い、打合せ記録等の書面により明確になっている場合、監理技術者等の専任を要しない。
- (14) 使用材料・製品製作所の選定
- 本工事に使用する材料・製品の製作所を選定後速やかに、その一覧表を所定の様式にて提出すること。
- なお、選定に際しては当該工事場所における製作所のメンテナンス体制を考慮し、監督員が指示する場合はその資料を提出する。
- (15) 市内産品の利用促進について
- 本工事の施工に必要な各種材料や物品等(高圧受配電盤、映像・音響設備等)の調達においては、市内業者が生産、加工、製造品または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。
- (16) その他
- 本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項についても、技術上、施工上当然必要なことは監督員と協議の上施工する。
- (17) 損害保険等
- ※損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。
- 主体工事による。
- ア 保険種目
- 建築工事(基礎工事を含む)及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険(又は組立保険)」
- 第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」
- イ 保険契約者
- 元請負人
- ウ 被保険者
- 発注者、元請負人、関係下請負人(リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。)
- エ 保険期間
- 工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。
- オ 保険金額又は填補限度額
- 建設工事保険(又は組立保険)は、請負金額全額(解体撤去工事を除く)
- 請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故(※5億円以上・〇円以上)、対物賠償保険金額は1事故(※1億円以上・〇円以上)
- カ 特約条項の付帯
- 建設工事保険(又は組立保険)は「水災危険担保特約条項」
- 請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way)」及び「請負業者管理者特約条項(管理下財物に関する特約)」
- (18) 完成図書及び工事写真
- ア. 適用図書等
- 神戸市HP(下記URL)並びに下記適用図書による。
- <https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html>
- 完成図書
- ・神戸市建築設備工事完成図書等電子納品要領[建築設備工事版]: 神戸市HP
 - ・神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン: 神戸市HP
- 工事写真
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真撮影ガイドブック(電気設備工事編)平成30年版
 - ・小黑板情報電子化: 神戸市HP
- イ. 提出様式、部数
- 電子データ
- ・データ形式(詳細は上記適用図書による)

- (14) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (15) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (16) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ウ 「専任特例1号」又は「専任特例2号」の技術者を配置する場合、イ(1)～(16)の事項について確認できる書類を提出すること。

イ の事項	提出書類の例
(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（1級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）

- エ 本工事において、「専任特例2号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- (27) 統括安全衛生管理義務者の指名
- 本工事の請負人を労働安全衛生法第30条第2項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。
- (28) 関連工事との取合
- 工事施工に際し、各機器の割振、建築、機械、昇降機、ガス、その他関連工事との取合い等について、関連工事等の関係者と調整の上、原則として事前に監督員に施工計画書、施工図面及び実施工程表を提出の上承諾を得ること。
- (29) 工事の安全管理
- ア 安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。
- イ 工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に協力しなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。
- ウ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建築工事等編）（告示第496号令和元年9月2日）及び建築工事安全施工技术指針（国整第216号平成27年1月20日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

3. 工事共通事項

- (1) 寸法
- 機器類の参考姿図に示す寸法は参考値とする。ただし、図面特記がある場合はそれに従う。
- (2) 電線・接地線
- ア 図面に仕様の特記なき電線はEM-I Eとする。接地線も同様とする。
- イ 盤内の外部配線、プルボックス内、その他の要所の電線には、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。
- (3) 電線管
- ア 図面に仕様の特記なき電線管については鋼製電線管(CP)を使用する。
- イ 屋外配管のねじ切り部分には防錆処理を行う。
- ウ 高圧配線を保護する配管・ケーブルラック等には、高圧配線である旨の表示を要所に行う。
- エ 高圧及び特別高圧の地中配線にはプラスチック防護板を、それ以外の地中配線には標識シート等を2倍長以上重ね合わせて管頂と地表面(舗装のある場合は、舗装下面)のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別等を表示する。
- オ 地中配線の地表面に埋設標を設ける。(舗装した地表面で、地中配線の曲がり部分及び直線部分(おおむね10mの間隔))
- (4) 接地極
- 接地極については、接地種別により以下の材料を用いること。
- A 種接地工事：プレート式(900□×1.5t) B 種接地工事：銅棒式(14φ1.5m～2 連)
- C 種接地工事：プレート式(600×600×1.5t) D 種接地工事：銅棒式(14φ1.5m)
- (5) 露出配管の塗装
- 電気室・機械室・倉庫、EPS、DS及びこれらに準ずる場所を除き、露出配管は指定色塗装を行う。ただし、図面特記がある場合はそれに従う。
- (6) 合成樹脂可とう管(PF管)
- 合成樹脂製可とう管についてはPF1重管を使用する。なお、CD管については使用不可とする。
- (7) 測定電圧の表示等
- 盤類において、絶縁抵抗測定時の測定電圧に注意を要する機器を含む回路には、測定電圧を注意表示する。
- (8) 呼出ボタン等への表示等
- 呼出ボタン・インターホン等には、アクリルプレート等を使用して取扱説明文・注意文等を刻記又は印刷し表示する。表示内容は監督員の指示による。
- (9) 担保検査時の報告書
- 担保検査前に本工事関係部分の自主検査を行い、その報告書を提出する。絶縁及び接地抵抗については、本工事関係部分の各回路を測定し、完成時のデータと共に提出する。
- 自家用電気工作物については、施設管理者等に年次点検記録を確認して、異常等がないことを確認する。
- 施設の性質上、停電が許されない等の理由によりデータ測定その他の自主検査が不可能な場合の取扱いについては、監督員との協議による。

- (10) 改修工事等の留意事項
- ア 本工事施工に際し、事前に既設関連設備の現況及び機能を十分に調査、確認する。
- イ 監督員及び施設管理者と事前に十分打合せを行い、当該施設の運営に支障なきよう施工する。
- ウ 本工事により既設設備の機能停止を発生させる場合には、監督員及び当該施設管理者と打合せの上で、必要な仮設工事を行う。
- エ 施工後速やかに、各設備ごとに当該施設の機能障害の発生有無を確認する。
- オ 上記を踏まえた上で施工計画書を作成し、現場着手前に監督員の承諾を得た上で着手する。
- (11) 仮設工事
- ア 電気事業法に定める自家用施設に係る工事について、仮設臨時電力・電灯の引込、又は当該施設より電力を使用する場合は、仮設工事の要領図を監督員に届け、当該施設の電気主任技術者の承諾を得ること。
- なお主体工事の工事仮設を請け負う場合も同様とする。
- イ 工事標示板の仕上げは、工事名、工期、発注者、施工者、連絡先その他必要事項を簡明に示した表示板(900×600mmを標準)とする。ただし、現場の状況により監督員の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。
- ウ 請負人詰所、工作上屋、材料置場及び便所などの仮設物を設ける場合は、設置位置その他について監督員の承諾を受ける。
- エ 電力(基本料金共)、水道、ガスなどを必要とする場合は、受注者がある手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡日まで受注者の負担とする。また、引渡日までに行う機器の試運転等にかかる費用も同様とする。
- オ 足場(仮設ゴンドラ、移動式足場を除く)を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号 平成21年4月24日、厚生労働省基発第1226号 令和5年12月26日改正)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。
- (12) 絶縁抵抗及び接地抵抗測定
- 本工事関係部分の絶縁抵抗及び接地抵抗については、施工前の値をあらかじめ測定しておき、施工後の値と共に記録を行う。低压配線の電線相互間及び電線と大地間の絶縁抵抗値は、JIS C1302「絶縁抵抗計」によるもので測定し、開閉器等で区切ることのできる電路ごとに50MΩ以上とする。ただし、機器が接続された状態では5MΩ以上とする。
- (13) 再使用機器
- 取外したうえ再使用する機器は、清掃し絶縁抵抗測定のうえ取り付ける。
- (14) 機器撤去後の補修及び復旧
- 既設機器の撤去跡に取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等が発生する場合には補修等を行う。
- (15) はつり
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
- なお、復旧はモルタル補修とする。
- (16) 現場代理人の腕章
- 現場作業員及び住民からみた責任者の明確化を図るため、現場代理人及び監理技術者等に、腕章の着用を義務付けるものとする。
- なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い箇所を原則とする。また、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。
- (17) 警備員の配置
- | | | | |
|---|--------|----|--------|
| | | 人数 | 期間 |
| ○ | 交通誘導員A | | |
| ○ | 交通誘導員B | | 資材搬出入時 |
- 期間記入なき場合は完成引き渡しまでの施工期間
- (18) 監督員事務所
- ※設けない ○設ける(規模・仕上・備品等：)
- (19) 現場標示板
- ※設置する ○設置しない
- (20) 配線器具プレート
- ※新金製 ○樹脂製 ○ステンレス製 但し図面に仕様の特記がある場合はそれに従う。
- (21) 電力量計
- 検定付 ○無検定 但し図面に仕様の特記がある場合はそれに従う。
- (22) 残土処分
- ※構内指示の場所に敷きならし ○構外搬出(km)
- (23) 地業工事
- 砂利地業の砂利は(※再生クラッシュラン ○切込砂利、切込碎石)とする。(C-40程度)
- (24) 発生材の処理
- ア 発注者に引渡しを要するもの ※無し ○有り()
- イ 特別管理産業廃棄物 ○PCB使用機器 ○SF6ガス使用機器 ○()
- ウ 再利用を図るもの () 搬入先()
- エ 再資源化を図るもの ※コンクリートがら ※アスファルトがら ※木材 ※鉛蓄電池 ※小型充電式電池 ○()
- オ 石綿含有廃棄物(詳細は事前調査の結果による)
- 保温材・断熱材() ○パッキン・ガスケット()

- カ ○成形板等建材（ ） ○その他（ ）
- 水銀使用製品産業廃棄物
- 蛍光ランプ（ ） ○H I Dランプ灯（ ）
- 工業計器類（ ）
- （2 5） P C B の含有確認（微量含む）

油入変圧器、コンデンサ、放電灯安定器等を撤去する場合には、P C B 含有の有無を確認し、その結果を調書（機器型式、数量、確認方法、結果の一覧、根拠資料等で構成）にまとめ、構外搬出前に監督員に提出し確認を受ける。P C B 含有が判明した機器は構外搬出せず、関係法令を遵守し適切に取扱い、適切な容器に収め、監督員の指定する場所に整理・集積する。

- （2 6） 事前調査
- ア 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省第 21 号。以下「石綿則」という。）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大気汚染防止法」という。）に基づき、事前調査の結果を作業開始前に監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場へ据え置く。
- イ 石綿調査を行う者の資格 ※要 ○不要
- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第 2 条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者とする。
- ウ 電子システムによる報告
- 石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積 80 m²、改修工事の場合は請負金額が 100 万円）以上の解体工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告すること。
- 報告システム(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>)

- エ 分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日 基発第 0821002 号、最終改正 令和 3 年 12 月 22 日 基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析を行う。
- 分析方法 JIS A 1481-1

- 分析調査は、次の資格を有する者が行うこと
- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者とする。
- （2 7） 標示板等の設置・「事前調査の結果」の掲示・「工事のお知らせ」の掲示
- ア 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿則に基づく事前調査の結果の掲示
- イ 大気汚染防止法、石綿則に基づき、事前調査の結果を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。（特定工事に該当しない場合も掲示すること。）
- ウ 石綿則に基づく掲示
- エ 石綿則に基づき、平成 17 年 8 月 2 日付け基安第 0802001 号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に示す掲示の例を参考に、関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。（石綿等がない場合も掲示すること。）

- （2 8） 石綿含有成形板の除去処理工事
- ア 石綿則に従い、石綿含有建材の除去においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕等することなくそのまま建築物等からとりはずすこと。技術上困難な場合は監督員と協議すること。なお、けい酸カルシウム板 1 種を切断、破砕等する場合にあっては、石綿則に従い湿潤化のうえ、隔離等の措置を講じること。
- イ 湿潤化はエアレススプレーヤー等の噴霧器等による噴霧や粉塵飛散抑制剤をスプレーする方法等とすること。
- ウ 隔離は、屋内の作業においては作業場の壁面や床面等をプラスチックシート等で覆い、また屋外の作業においては作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で覆うものとする。なお、負圧管理は要しない。

- （2 9） 工事区分
- ※下表を適用する。 ○別途工事区分表による。

項目	本工事	別途	項目	本工事	別途
梁貫通スリーブ	○	※	天井下地切込補強	○	※
壁貫通スリーブ	○	○	貫通部分補強	○	※
床貫通スリーブ	○	○			

- （3 0） 耐震対策
- 本施設は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和 3 年版」に定める建物の耐震安全性の分類において、（○特定の施設 ○一般の施設）及び（○甲類の建築設備、○乙類の建築設備）と位置づける。また、機器の固定及び配管配線等の施工に関しては、「国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」及び総則に記載の仕様書類による。
- 以下の●印の付いた設備機器及び、監督員が別途指示するものについては「重要機器」とし、機器の固定に関する計算書及び施工要領図を作成し、監督員の承諾を得ること。

- 受変電設備（キュービクル式、開放形）
- 自家発電設備（原動機、発電機本体、燃料小出槽、盤類）
- 直流電源設備（整流器盤、蓄電池盤）
- 交流無停電電源設備（整流器盤、蓄電池盤）
- 中央監視制御設備（中央処理装置、ディスプレイ、プリンタ等）
- 構内交換設備（電子交換機、電源装置、中継台）
- 非常放送設備（放送ラック）
- 防災設備（自動火災報知機、連動制御盤等の受信機）

- （3 1） 山留めの設置
- ※地盤の掘削する箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが 1. 5 m を超える場合には、山留めを行うものとする。

- （3 2） 機器取付高さ（●印を付けたものを適用する）
- | 名 称 | 測 点 | 標準取付高（単位 mm） | |
|---------------|--------------|----------------------|--------|
| | | ○一般施設 | ○学校 |
| 分電盤 | 床上～中心 | 1, 500（上端 1, 900 まで） | 同左 |
| 手元開閉器 | 〃 | 1, 500 | 同左 |
| 端子盤 | 〃 | 1, 500（上端 1, 900 まで） | 同左 |
| スイッチ（一般） | 〃 | 1, 300 | 1, 500 |
| スイッチ（身障者用） | 〃 | 1, 100 | 1, 000 |
| コンセント（一般） | 〃 | 300 | 同左 |
| コンセント（和室） | 〃 | 300 | 同左 |
| コンセント（土間） | 〃 | 800 | 同左 |
| ブラケット（一般） | 〃 | 2, 100～2, 300 | 同左 |
| ブラケット（階段・踊場） | 〃 | 2, 100～2, 500 | 同左 |
| ブラケット（鏡上） | 鏡上端～中心 | 150 | 同左 |
| 電話アウトレット（一般） | 床上～中心 | 300 | 同左 |
| 電話アウトレット（和室） | 〃 | 300 | 同左 |
| 電話アウトレット（壁付） | 〃 | 1, 300 | 同左 |
| 子時計 | 〃 | 2, 300 | 同左 |
| 壁掛スピーカー | 〃 | 2, 300 | 2, 250 |
| アッテネーター | 〃 | 1, 300 | 1, 800 |
| インターホン（一般） | 〃 | 1, 500 | 同左 |
| インターホン（身障者用） | 〃 | 1, 100 | 1, 000 |
| トイレ呼出押鉤（1 ヶ所） | 〃 | 900 | 同左 |
| トイレ呼出押鉤（2 ヶ所） | 床上～中心（下側鉤） | 300 | 400 |
| | 便座上面～中心（上側鉤） | 550 | 550 |
| テレビ受口 | 床上～中心 | コンセント高に合わせる | 同左 |
| バル・ブザー・チャイム | 〃 | 2, 300 | 同左 |

- （3 3） 照明器具（構造一般）
- ア 高天井器具に取り付けるガード、ルーバなどは、ワイヤー、チェーンなどにより落下防止策を施したものとする。
- （3 4） 高圧ケーブル
- ア 高圧ケーブルの仕様は、外部半導電層が押出式である E—E タイプとし、納入仕様書を監督員に提出する。
- イ 屋内型はゴムストレスコーン形（JCAA C3103）により行い処理施工業者名、施工者、施工年月日を記入したプレートを取付ける。屋外側は耐塩害用（JCAA C3101）により行う。使用する材料の納入仕様書を監督員に提出する。
- ウ 屋外高圧ケーブルは、シュリンクバック対策を行う。
- （3 5） キュービクル式配電盤
- ア 変圧器、直列リアクトル（コンデンサー体型を含む）には防振ゴムを設ける。
- イ 高圧地絡継電器、高圧地絡方向継電器の継電器動作時の警報用電源として、停電時でも動作等が出来るような電源装置を設ける。
- ウ 配線用遮断器等又はその付近に、負荷名称を示す銘板を設ける。また、配線用遮断器等の裏面に回路名称表示を行う。
- エ 高圧単線結線図を作成し、透明保護シートに入れて電気室内壁面に貼り付ける（屋外の場合はキュービクル扉の裏面）。また、受電盤正面ドアの裏面に展開接続図等を具備する。なお、高圧単線結線図の大きさは A2 以上（屋外は A3 可）とし、監督員と協議の上決定すること。
- オ 注意標識板は、耐候性をもつ銅、黄銅又はアルミニウム製のものを、キュービクル正面ドア及びキュービクル設置場所出入口の見やすい位置に取り付ける。なお、注意標識板の寸法、色彩及び記入文字は、JIS C 4620 によるほか、神戸市火災予防条例、同規則などによる。
- （3 6） 施工の試験
- ア 耐圧試験、リレー試験等は、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託できる要件に該当する者による。試験実施前に、監督員を通じて電気主任技術者に日時、試験内容等について連絡する。
- （3 7） 光ファイバーケーブル配線
- ア 機器収納ラックに収容する機器に接続するケーブル端末及びケーブルの要所には、ファイバ製、合成樹脂製等の表示札、マークバンド等を取り付け、系統種別、行先、ケーブル種別等を表示する。

(3 8) 鉄ふた・ブロックマンホール・ブロックハンドホール仕様
(鉄ふた)

記号	安全荷重	径 (呼称)	表示文字	市章
A	5 0 k N 以上	7 5 0 ϕ	E − 5 . 0	有
B		6 0 0 ϕ		
C		4 5 0 ϕ		
D		3 0 0 ϕ		
E	1 5 k N 以上	7 5 0 ϕ	E − 1 . 5	
F		6 0 0 ϕ		
G		4 5 0 ϕ		
H		3 0 0 ϕ		
I	5 k N以 上	6 0 0 ϕ	E − 0 . 5	
J		4 5 0 ϕ		
K		3 0 0 ϕ		

(ブロックマンホール・ブロックハンドホール)

記号	寸法		
	内法		
	長さ	幅	深さ
BH − 1	5 0 0	5 0 0	5 5 0
BH − 2	6 0 0	6 0 0	9 0 0
BH − 3 S	8 0 0	8 0 0	9 0 0
BH − 3 D	8 0 0	8 0 0	1 , 4 0 0
BH − 4 S	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	9 0 0
BH − 4 D	1 , 0 0 0	1 , 0 0 0	1 , 4 0 0
BH − 5 S	1 , 2 0 0	1 , 2 0 0	9 0 0
BH − 5 D	1 , 2 0 0	1 , 2 0 0	1 , 4 0 0
BH − 6 S	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 0 5 0
BH − 6 D	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0	1 , 5 0 0
〔備考〕 (1) 設計荷重 T − 2 5 (2) 衝撃係数 = 0 . 1			